

令和2年9月16日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和2年9月16日（水） 午後2時30分 ～ 午後5時25分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	森口祐子	教育次長	堀 貴雄
委員	竹中裕紀	参与	坂井和裕
委員	近藤恵里	義務教育総括監	古田秀人
		教育総務課長	松本順志
		教育管理課長	山田育康
		教育財務課長	早崎辰仁
		教職員課長	中村徹平
		学校安全課長	石神政幸
		特別支援教育課長	兒玉哲也
		教育総務課教育主管	高橋宗彦
		教育総務課教育主管	香田静夫
		学校支援課教育主管	酒井猛
		体育健康課教育主管	見山政克

3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号、議第3号について、非公開とすることを決定

4 会議録

令和2年8月28日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第2号	「令和3年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」並びに「令和3年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」及び「令和3年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」
参 与	<p>議第2号は、令和3年度の高校入学者選抜、高等特別支援学校入学者選抜、特別支援学校高等部入学者選考について、日程等の変更を諮るもの。</p> <p>これら日程等については、すでに今年3月の教育委員会で決定をいただき、速やかに周知を行ったものだが、新型コロナウイルス感染拡大による罹患者および濃厚接触者が県内においても確認される状況の中、生徒の入試機会を保障する観点から、その対応について事務局で検討を続けていたもの。</p> <p>まず、「追検査対象の拡大」について、すでに昨年度より、インフルエンザ罹患者等の生徒に対し、追検査を実施している。この追検査の対象者に、新型コロナウイルス感染症に罹患、又は濃厚接触者となった者を対象とすることを明記する。</p> <p>続いて、「検査日程の変更」について、新型コロナの罹患者は退院までに発症後10日間、濃厚接触者は2週間の健康観察を求める現状があることを考慮して、本検査から追検査までの期間を、現在の4日間から、2週間とする。その上で、3月末までに行うべきその後の第2次選抜や通信制課程の全ての高校入試日程を消化するために、日程全体の見直しが必要となるため、本検査3月9日(火)を3月3日(水)に繰り上げ、追検査3月14日(日)を3月18日(木)に繰り下げる。また、本検査、追検査を終了後に合格発表を行うため、発表日を3月17日(水)から3月21日(日)に繰り下げる。このことに伴い、その後の第2次選抜等の日程や、本検査前の出願期間も変更するもの。</p> <p>「出題範囲の削減」について、5月末までの一斉臨時休業の後、授業日数確保のために、卒業式を約2週間遅らせて、3月中旬に実施する中学校があること、そして、先に説明したように、約1週間本検査を繰り上げることを考慮して、入試の出題範囲を、各教科最終章を中心に3週間分程度、学習範囲を削減する。ただし、入試終了後、卒業式までには、中学校の全範囲を履修することは、これまでどおり変更はない。なお、第二次選抜と通信制の選抜については、中学校の卒業式後に実施されることから、出題範囲は全範囲からとなる。また、この出題範囲の配慮は本年度に限ったものであり、令和4年度入試については、現時点では全範囲から出題する予定。</p>
特 別 支 援 教 育 課 長	<p>特別支援学校については、高等特別支援学校の入学者選抜と特別支援学校高等部の入学者選考について説明する。</p> <p>県内に2校ある高等特別支援学校については、従来から、インフルエンザ罹患者等で検査を受検できない生徒のため追検査日を設定しているが、今年度は、高等学校に準じて、新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者を追検査の対象とする。</p> <p>日程についても、高等学校と同様に、検査日から14日間空けて追検査を行うことができる日程とする。これは、万が一、高等特別支援学校が不合格となった場合に、特別支援学校高等部、または高等学校への出願も可能な日程となっている。</p> <p>特別支援学校高等部では、従来から、「特別な事由による検査等の実施」を行っているため、新型コロナウイルス感染症の罹患者又は濃厚接触者については、適宜日程を調整し、個別に検査等を行う。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>議第2号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>事務局報告（政策） （1）教職員の働き方改革の取組状況について</p>	
<p>教 育 管 理 課 長</p>	<p>教育委員会では、平成29年度から毎年度「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教職員の働き方改革に取り組んでいる。当課から、本年3月に策定した「改革プラン2020」の現時点における取組状況について報告する。</p> <p>長時間勤務・多忙化の解消については、今年度から時間外在校等時間の上限が「原則月45時間」と定められたことを踏まえ、この上限を超える教職員ゼロを目標に、取組を進めている。</p> <p>勤務時間管理や勤務時間を意識した働き方については、全ての県立学校の退勤時刻を19時に統一し、これを過ぎて残業する場合の書面申告を徹底している。そしてこれに基づき、上限時間を超えた場合の事後検証を行い、業務の平準化などによって、時間外の縮減を図っている。</p> <p>昨年度から、長時間勤務の抑制に向けてスライド勤務等の勤務時間制度の活用を進めてきたところだが、今年度は、新型コロナへの対応を契機として、朝の健康チェック等で早出をした教員の勤務時間を繰り上げるスライド勤務の利用機会が増えるなど、制度の活用が学校現場に浸透しつつある。</p> <p>次に、業務内容の不断の見直しでは、早朝夜間の開錠・施錠や欠席連絡の対応を行う「管理当番」の廃止に向けて、電子錠やキーボックスの導入、電子メールによる欠席連絡の受付体制の整備を進めている。</p> <p>今年度から新たに、音声データの文字変換ソフトを導入し、事務局での議事録作成の負担軽減や、特別支援学校等での聴覚障がいのある児童生徒への学習支援に役立てている。</p> <p>昨年度整備したプロジェクターや書画カメラ等のICT機器を有効に活用するため、各校の担当者を集めた研修を実施したほか、臨時休校中のオンライン授業が円滑に実施できるよう事例集の作成を行った。</p> <p>また、新型コロナ感染防止のため、会議や研修については必要性を吟味するとともに、実施する場合は、資料による代替や、Web会議システム等の活用を進めており、特にWeb会議の利用が、昨年度に比べ大幅に増えている。</p> <p>続いて、部活動指導に係る負担軽減については、生徒数、ひいては教員数に比べて減少幅が少ない部活動について、持続可能な運営体制を整えるため、今年度から、学校規模に合わせた部活動数の見直しに着手した。</p> <p>その他、高校部活動の地域移行を進めるため、10月から、岐阜総合学園高校男子ホッケー部の活動の一部を、瑞穂市の総合型地域スポーツクラブに移行するモデル事業を実施する。</p> <p>また、部活動ガイドラインに基づく休養日や活動時間について、9割を超える高校部活動が遵守するようになったほか、引率可能な外部人材である部活動指導員についても、昨年度の15人から63人へと配置を拡大した。</p> <p>次に、学校を支える体制の整備については、新型コロナ対応で業務が増えた教員の負担軽減のため、消毒や印刷などの業務を支援する「教員業務アシスタント」を、昨年度</p>

から大幅に増員した。

ここまでの4カ月の教員の時間外勤務の状況について報告する。

まず、月別平均時間だが、4ヶ月平均で見ると、高等学校で前年比61%減の17時間、特別支援学校で前年比55%減の12時間となっている。また、小学校で前年比34%減の33時間、中学校で前年比43%減の35時間となっている。

次に、過労死ラインとされている月80時間超えの教員の割合だが、4ヶ月平均で見ると、高等学校で1%、特別支援学校で0.1%、小学校で2.1%、中学校で5.4%となっており、さらに、時間外の上限とされている45時間超えの割合においても、高等学校で7.7%、特別支援学校で1.7%、小学校で26.9%、中学校で33.4%となっており、いずれも前年度との比較では大幅に減少している。

ただし、本年の4月～7月期は、新型コロナの影響で、例年とは学校の状況が大きく異なっており、4月～5月は新型コロナによる休校や部活動の自粛、その後6月は前半の分散登校を経て後半からの本格再開、7月は例年なら夏休み期間に入っているところだが、今年度は夏休みの短縮で多くの学校で月末まで授業日となるなど、昨年度とは大きく状況が異なるため、時間外勤務の状況については、コロナ禍ではあるが、夏休みの影響を受けない9月以降の状況を、引き続き注視していくことが重要と考えている。

また、県立学校はすべての月において減少しているが、小中学校においては、7月の時間外が前年度比で4%ほど増加している。これは、夏休み期間が短縮され授業日が増えたことや、例年6月に行っている成績処理等の業務が7月にずれ込んだ影響などから増加したものと考えている。

引き続き取組状況のハラスメントやメンタル不調等について報告する。ハラスメント等の察知と解決について、6月の、いわゆる「パワハラ防止法」の施行に合わせて、教育委員会の「ハラスメント指針」を改正したほか、昨年度設置した専用相談窓口に加え、今年度から、県内5圏域で臨床心理士による相談が受けられる体制を整備した。

また、教職員の心身の健康づくりについては、全教職員を対象とした「疲労蓄積度自己診断チェック」の実施や、専門医による相談体制の整備、保健師による巡回指導等により、メンタル不調等の早期発見、早期対応に努めている。

さらに、管理職のマネジメント力の向上については、新任の管理職等を対象に、労務管理や危機管理に関する研修などを実施している。

市町村教育委員会への働きかけについて、各市町村の取組状況を確認したところ、昨年度に比べ、「休日を含めた客観的な手段による勤務時間の把握」や「部活動における週2日以上上の休養日の設定」を行っている学校が、いずれも増えており、小中学校における取組も着実に進んでいる。

負担が大きいと指摘される教育実習校や研修校については、研究発表会の中止や延期、分散実施など、指導体制や研修内容の見直しを行っている。

小学校における持ち時間数の平準化や、教員の空き時間数の確保のため、教科の専門指導を行う「小学校専科指導教員」を68校に72名配置している。

次に国要望の関係について、6月に文部科学省に対して、教職員定数の改善などの要望を行ったものであり、今後も必要に応じて対応していく。

また、これらの取組内容、進捗状況については、今後も定期的に確認するとともに、学校訪問などで現場の意見も聴取しながら、次期プランの策定に繋げていきたいと考えている。

最後に、学校訪問などの機会に、働き方改革の関係で現場から聴取した声を掲出して

	いる。
稲本委員	これだけ削減できるならば、もっと早く削減できなかったのか。教員の勤務時間が削減されても、生徒に不満もないのであれば、何が変わって、よくなったのかを明確にしなければならない。
教育管理課長	<p>県立高校についてだが、時間外が削減できた要因の例として、これまで時間外の大きな要因であった部活動において、休養日を平日1日、休日1日に設定する取組が定着してきたことがあげられる。平成29年度に取組を始めて以降、休養日を設定した部活動の割合が、平成29年度の30%から平成30年度に75%、令和元年度95%、今年度99%と増加しており、それに伴って時間外勤務の時間も平成29年度から毎年減少している。</p> <p>生徒側としては、部活動をもっとやりたい生徒もいるかと思うが、社会全体の状況として、残業を月45時間未満とする取組が広まっていることから休養日についても理解を得ている。一方で、全国レベルの成績を残している部活動は休養日が少ない状況である。県民の期待に応え、技術力を落とさないようにしながら、教員の勤務時間を減少させるという難しい課題だが、これからも取組を進めていかなければならないことと認識している。</p>
稲本委員	部活動の成績が落ちたことはないか。
教育管理課長	これまでは、部活動の練習時間を十分に確保し、やるだけやったが負けてしまったというならば、学校としても仕方がないという思いだったため、練習時間を減らしたことで負けてしまったのではないかという声はあると考える。そのような中、岐阜総合学園のホッケー部は全国クラスの成績を残している部活動だが、活動の一部を、瑞穂市の総合型地域スポーツクラブに移行するモデル事業を実施する。スポーツクラブにはオリンピック出場選手を指導する指導者などもおり、教員の勤務時間削減と部活動の成績の向上を両立できるモデルになると期待している。10月から取組を開始する。
教育次長	以前、県岐商の野球部を視察したが、見事な集中力のもと練習の効率化が図られ、短い練習時間でも全員が練習できるよう考えられていた。ダラダラしていた部分が引き締まり、生徒たちも自分で練習の効率をあげるために考えるようになっていく。
森口委員	<p>働き方改革は徐々に意識の醸成が図られてきたと感じる。さらに今年はコロナの影響で外的要因の精査をせざるを得なかったことで、仕事内容をシンプルに考えられるようになったのではないかと。今後コロナが収まってきたとき、仕事の時間を増やす部分とそのまま減らす部分が出てくると思うが、その仕分けをどうするかを考えなければならない。</p> <p>プロゴルファーにしても、今は無観客での試合のため試合に集中できる一方で、ファンサービスをしないことが当たり前になってしまっている。今はコロナの影響で実施してなくても、当たり前と考えてはいけない。削減してはいけない部分というのを認識したうえで、削減できる部分を削減していく必要がある。</p>
稲本委員	<p>集中力が改革につながる。これまで無駄な作業も多かったのだと思う。働き方改革の中で、単純な勤務時間の削減だけではなく、質を向上させていかなければならない。</p> <p>ICT教育はどれほど働き方改革につながっているか。</p>

<p>教育管理課長</p>	<p>働き方改革プラン 2020 については、ICT の活用を働き方改革につなげる事を念頭に置いて策定したところ。今回、コロナの影響で ICT の活用は大きく進んだ。ベテラン職員でもオンライン授業ができるようになってきたことが大きいと考えている。現場の一般教員からも ICT による資料の共有は有効との意見も寄せられている。これから一人一台タブレットの導入も行われるため、プラン 2020 を総括する際には、ICT 教育の影響を把握して報告したい。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>それぞれの先生が作成された教材を個人用とするのか、共用とするのか。最初にルールを決める必要がある。デジタル技術は機械を導入すれば終わりではない。</p> <p>また、支援員をおいているが、少子化のなかデジタル技術で人の減少をカバーできるように、トータルの人数を減少させることを考えていかなければならない。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>ICT を使えるところと、使えないところとは差ができてくる。ICT を活用できている会社などは細かくルール決めができています。</p> <p>画面越しでも生徒にどう集中させるのかは教員の差が大きくなると思う。</p>
<p>副教育長</p>	<p>一人一台タブレットを標準のスタイルとして授業に導入するには、それを担う教員のスキルアップは必要不可欠である。将来的には、授業でタブレットを使用することが当たり前になっていく。その時、標準的な教材は共有するようになりながら、各教員がそこから創意工夫していくことになると思う。また学校のレベルに合わせて教材を共有することなどもこれから検討していきたい。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>保護者からすると、部活の時間が減るということは空き時間が増えることでもあり、中学生ぐらいでは家庭でその空き時間を埋められるかという点で、家庭との連携が必要となってくる。コロナで休校の際にも、家庭での時間の使い方が問題になっていた。地域の力と家庭との連携が重要。</p> <p>学校の教員の話を見ると、国や教育委員会からの照会やアンケートなど内容が被っているものがあるとのこと。都度見直しをしていく必要がある。</p>
<p>教育管理課長</p>	<p>昨年度、県教育委員会から高校へ発出した調査やアンケートを全て集め、見直しを図った。法定で実施が決められている文科省からの調査等は削減できないが、そういった調査と同じ内容を県が別に調査することなどが無いよう、今後とも定期的に見直しを図っていきたい。今年はコロナの影響で新たに様々な調査やアンケートが行われ、学校の対応も増えてしまったと思う。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>教員の働き方改革は生徒の自主性を育むことである。教員は勤務時間が減り楽になったが、一方で生徒も良くなったとしたい。</p>
<p>事務局報告（その他）</p> <p>（１）岐阜県における全国レベルの表彰について</p> <p>（２）令和２年度教育委員行事予定について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>全国レベル表彰として２件あった。特にライフル射撃の大会はリモートで実施されており、このコロナ禍に即した大会の中でこのような結果を得ることができた。</p> <p>委員行事予定については、12月にスーパーハイスクールセッション成果発表会の日程が追加されている。出席者については、日程に近くなったところで改めて確認させて</p>

	いただく。
報第1号 教育に関する事務に係る予算（令和2年度9月補正）に対する意見について （非公開案件）	
教育に関する事務に係る予算（令和2年度9月補正）に対する意見について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）	
教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）	
いじめに関する重大事態の調査報告について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
午後5時25分、閉会を宣言する。	